

平成27年3月議会  
常任委員会資料

【議案】

- 1 平成27年度北九州市一般会計暫定予算（教育委員会所管分）について  
・・・1～3
  
- 2 平成26年度北九州市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について  
・・・4
  
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
  
- 4 北九州市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例  
・・・5
  
- 5 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
・・・6

平成27年3月6日  
教 育 委 員 会

# 平成27年度暫定予算概要

## I 予算編成の考え方

- 平成27年度予算は、予算編成時期に市長選挙が行われたことから、平成27年4月から6月までの3ヶ月間の暫定予算とした。
- 暫定予算であるため、新規の政策的経費は原則として計上せず、4月から6月までの3ヶ月間に見込まれる必要額を計上した。

## II 予算計上について

- 1 人件費、物件費、扶助費等の経常経費については、6月までの必要額を計上した。
- 2 投資的経費は、6月までに実施しなければならない下記の事業等について、その必要額を計上した。

### (1) 前年度までに債務負担行為として定められたもの

- 小学校建設事業 357,300千円  
(平成26年度からの継続事業 藍島小)
- 中学校建設事業 1,390,984千円  
(平成26年度からの継続事業 上津役中・城南中・則松中)
- 小中学校等空調設備整備事業(中学校) 114,400千円  
(平成26年度からの継続事業)
- 門司総合特別支援学校整備事業 2,225,225千円  
(平成26年度からの継続事業)
- (仮称)北九州総合特別支援学校整備事業 403,300千円  
(平成26年度からの継続事業)

### (2) 義務教育学校等で早期に実施を要するもの

- 学研地区における小学校新設事業 729,300千円  
(学研地区に新設する小学校の整備)
- 小学校整備事業 1,499,271千円  
(耐震補強事業、大規模改修事業ほか)
- 中学校整備事業 780,349千円  
(耐震補強事業、天井等非構造物落下防止事業ほか)

3 その他、特に年度当初からの実施が必要な事業について、その必要額を計上した。

【主な事業】

- ◇「子どもひまわり学習塾」事業（拡充） 33,200千円  
児童生徒に主体的な学習習慣や、基礎的・基本的な学力の確かな定着を図るため、放課後等に補充学習を実施するもの。
  
- ◇教師用教科書及び指導書等の購入経費 267,900千円  
小学校及び特別支援学校教科用図書の新採択に伴い、教師用教科書及び指導書等を購入するもの。
  
- ◇県費負担教職員の権限移譲に係る人事・給与等システム構築事業 133,800千円  
平成29年度を目途に県費負担教職員の給与の負担等に関する権限が指定都市に移譲されることに伴い、人事・給与等システムの新規構築等を実施するもの。

## 平成27年度暫定予算 教育委員会所管分予算総括表

(歳入)

(単位:千円)

款	平成27年度 暫定予算額	平成26年度 当初予算額	比較	
			増減	増減率(%)
15 使用料及び手数料	36,113	114,453	△ 78,340	△ 68.4
16 国庫支出金	3,003,246	1,881,891	1,121,355	59.6
17 県支出金	519	251	268	106.8
18 財産収入	5,617	10,595	△ 4,978	△ 47.0
19 寄附金	50	200	150	△ 75.0
20 繰入金	0	1,133,000	△ 1,133,000	△ 100.0
22 諸収入	169,946	541,377	△ 371,431	△ 68.6
23 市債	3,754,600	2,649,000	1,105,600	41.7
<b>合計</b>	<b>6,970,091</b>	<b>6,330,767</b>	<b>639,324</b>	<b>10.1</b>

(歳出)

(単位:千円)

款・項	平成27年度 暫定予算額	平成26年度 当初予算額	比較	
			増減	増減率(%)
<b>13 教育費</b>	<b>14,560,144</b>	<b>27,707,932</b>	△ <b>13,147,788</b>	△ <b>47.5</b>
1 教育職員費	2,124,791	7,428,343	△ 5,303,552	△ 71.4
2 教育総務費	699,671	1,550,464	△ 850,793	△ 54.9
3 小学校費	4,506,719	8,590,492	△ 4,083,773	△ 47.5
4 中学校費	3,343,585	6,131,754	△ 2,788,169	△ 45.5
5 高等学校費	82,679	205,395	△ 122,716	△ 59.7
6 特別支援学校費	3,081,211	1,672,395	1,408,816	84.2
7 幼稚園費	38,435	69,841	△ 31,406	△ 45.0
8 専修各種学校費	13,844	53,325	△ 39,481	△ 74.0
9 社会教育費	394,305	1,350,958	△ 956,653	△ 70.8
10 保健体育費	274,904	654,965	△ 380,061	△ 58.0
<b>合計</b>	<b>14,560,144</b>	<b>27,707,932</b>	△ <b>13,147,788</b>	△ <b>47.5</b>

## 平成 26 年度 3 月北九州市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について

### 1 永犬丸西小学校建替事業

補正予算額 55,000千円

国の補正予算に対応し、永犬丸西小学校建替事業における、既存校舎解体工事に要する経費を前倒しし計上するもの。

なお、経費については、平成27年度に繰り越して実施する。

### 2 繰越明許費

(単位：千円)

事業名	繰越額	繰越理由
藍島小学校教職員住宅建替工事	24,700	関係者との調整に日時を要したため
耐震補強事業（小・中）	143,024	適正な工期を確保できないため
永犬丸西小学校建替	79,900	適正な工期を確保できないため
藍島小学校建替	109,307	関係者との調整に日時を要したため
城南中学校建替	36,105	関係者との調整に日時を要したため
上津役中学校建替事業	182,125	関係者との調整に日時を要したため
航空機騒音対策事業	84,989	関係者との調整に日時を要したため
東部地域における特別支援学校の整備事業	305,665	関係者との調整に日時を要したため
総合療育センター再整備に伴う特別支援学校整備事業	260,300	関係者との調整に日時を要したため
小倉南図書館整備推進事業	11,682	関係者との調整に日時を要したため
八幡図書館移転整備事業	1,629	関係者との調整に日時を要したため
合計	1,239,426	

**「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」について**  
**「北九州市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例」について**

教育委員会制度改革に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の一部を改正する法律が、平成 27 年 4 月 1 日から施行される。

今回の法改正により、①教育長が一般職から常勤の特別職に変更される、②教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」の設置により教育委員長職が廃止されることなどから、関係条例の整備等を行うもの。

**1 整備等を行う条例**

**(1) 議案第 45 号**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（改正又は廃止する条例を包括する条例）：**議案書 204 頁**

**①改正する条例**

ア 北九州市職員退職手当支給条例：**議案書 205 頁**

イ 市長等の退職手当に関する条例：**議案書 205 頁**

ウ 市長等の給与に関する条例：**議案書 205 頁**

エ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例：**議案書 205 頁**

オ 北九州市教育委員会の委員の定数を定める条例：**議案書 205 頁**

カ スポーツ及び文化に関する事務を管理し、及び執行する機関に関する条例：**議案書 206 頁**

**②廃止する条例**

ア 北九州市教育委員会教育長の給与等に関する条例：**議案書 206 頁**

**(2) 議案第 46 号**

北九州市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例【制定】：**議案書 227 頁**

**2 施行期日 平成 27 年 4 月 1 日**

**3 経過措置：**議案書 206～207 頁、227 頁****

改正法と同様に、旧教育長がなお従前の例により在職する場合における旧教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件、委員長の報酬及び委員会の定数については、改正前又は廃止前の条例の規定は、なおその効力を有することとなり、職務に専念する義務の特例及び勤務時間その他の勤務条件については、制定する条例の規定は、適用しない。

## 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

### 1 改正の理由

北九州市学術研究都市地区における大規模な宅地開発に伴う児童数の増加への対応として、平成29年4月に小学校を新設するため、関係規定を改めるもの。

### 2 改正の内容

ひびきの小学校を新設するため、施設の種類、名称、位置を次のように定める（別表第1関係）。

施設の種類	名称	位置
小学校	北九州市立ひびきの小学校	北九州市若松区大字塩屋739番地3

### 3 施行期日

平成29年4月1日